朝夷巡嶋記 第三編 五

イ13
939
~~40~~15

1 13
939
2940

朝夷巡嶋記全傳第三編卷之五

東都　曲亭主人編輯

中輯第廿九

夷使の沐猴弁衆兵が大夢覚

修羅五郎経任が使者蘓途鵜東二暴道種々の饋物を齎して既よ館よ著しゝ水草十郎昌甫主人元晴がかくよ向ひてその姓名を執達せ當下蘓途鵜東二ハ膝よ扇を突立てゝ元晴よりも對ひ荘司殿ちゝめくの見参ありぞ君経任将軍ハ源九郎判官の陰児ぞり初め義経朝臣遮那王丸うしと呉鞍馬を出でゝ當国よ赴て秀衡将軍時は鎮守府将軍の館よ在せしと呉大河太郎兼任主が妹よ野合て男児を産せ呉ぬ呉ぬよりて兼任その児を養ひ取てこれが子とし修羅丸と名つけ

り。經任招軍則是なり。さるべき往時建久元年大河内が義旗を
挙く平泉より起りしハその亡君泰衡按察使の為のことなりしを実ハ
こゝ修羅公を奥羽の主よせんとなくなりもらるゝあれども支成られず平泉の
柵攻破られぬく兼任ハあくまで首級を鎌倉より贈ること時經任
招軍総角う問を衝妃柵を知く岩鷲山まで登りて仙家ハ
三歳を送りて武藝軍略隠形の術習ひぬとかゝ是よりあるべく
大志あり実父判官の誤死を憤り養父大河内の志を嗣妃義兵を
厨川より起しあべ州民招ぶ〜く属後ひ諸酋戦せしも臣附せり遂ハ
平泉の柵を獲く大将軍の居城とせる安倍鎌倉の三千餘騎なり
蟷螂が斧をすゝ車よむるよ異あるべ刀野時夏を泉河原より擒ハし。
足利義兼を鎮守府より追走らく江刺押継の両郡を獲ゆ和殿ハ

秀衡の舊臣〜う。鄰郡よりかゝ。あり胡越のおひをあせり征伐
踵を旋さず討滅せるれども國の宿老ゝるく斧鉞を
加るよ忍びあらず今暴道をすく諭示せゆ仰の趣別議ひらず。
和殿が孫女莅姫国色無雙の美えあり修羅公いまゝ御臺所せ〜
まさず早く平泉へ参〜せく巾櫛を執〜ひべ〜迺納聘の件〜饋
下るあり。台命因て件のごと〜徒よ兼あり拜受せべ〜と横柄よ頭
反らく演述を元晴安く冷笑ひ使者の口状あるを聞ぬ判官
少〜て秀衡の館よ入ぬ〜と陰児あり〜とを実ぬ実よ〜ことを
あんぬ〜こゝ子嗣信忠信ハ出終彼君よ仕へ〜りのこすや他人ハ
あ〜ぬとも渠ハ〜ぬ〜ぬるとあるを經任がよもあくく判官殿の子と
いへるハ世を迷ハ〜民を釣る奸詐なること疑ひ〜ものす偽こといふとも。

判官殿を父とあがめられ婚縁を徴るに禽獣の行ひと汝をば笆
姫。判官殿の息女と高舘の城攻られ給ひ父判官自焼のとき猛火の中
より救ひ奉り元晴が孫と一字を近屬蒲殿の御子なる吉見冠者が妻
うかれば摂家柳営より婚縁の徴ありても整ひ給ふなる況叛逆賊
首の経任霎時狩場を脱る雄子猫盗児們が妻を恋ふとなく姫ハ
さてさが家の牝猫とも与んや壁を穿梁を跨りて盗貯こう白銀巻絹
さが白眼を嫌ふやうなれて去と敦園つ扇を丁と突入れなく女くしろ
素木の臺の脚ハ折けく立よりもあれ使者ハ名ハ負ふ心の暴道怒れる
面色朱を沃ぎく刀の鞘ハ魂を掛れば鬼隅んと昌甫守詮士を守護
ちく詰寄せこう勢ひ當りくこれば鵜東二氣色をやらげく靦然と
うち笑ひ莊司ねし大人氣なし鎌倉の故幕府ハ伊豆国の流人なりしか。

武運めでたく平家を滅し六十餘國を横領せり。これも亦君を凌ぎ
公家を蔑ひ倫児なるべしやなるより執権時政外戚の威を逞しく
幕府の子孫を絶んとて奚ぞ修羅公のこころを賊首といふ
べきや只成敗ハ浮薄の議論取るに足らず又修羅公を
義狂のあん子なりとぞ思ひ笆姫も判官の息女といふこと甚不審
なれども先ちく吉見冠者義邦ハ妻せしむ実なるハ後婚縁ハ議
まべくなり。足下の陳謝ハよろこと紀い姫ハ尼く修羅公の妹なるべくも
措れど義邦共侶平泉へ迎とりまいらんとくく遁与いへとい元晴
頭をうち掉愚なり暴道汝富留那が辨をもて言を両端に持まる
とも誰ろ実支とうるめあくんや吉見殿ハいぬる比時夏に誣られく
逆徒の汚名を立られぬべど矢塚達六が白状よりて邪正あらはる。

朝東二計
信夫荘司が
館小使も
信夫荘司
朝東二あくた
あくた
水草ト郎

赦免の召状近処よりかゝるべし彼時夏げ首を取て家畏よ成まゐらせんとそのゝ汝還らべきをゝく去れ無益の舌を動さば身首処を異よせん退るぞゝと罵りられば昌甫守詮左右より誘立れよと催促を鶏東二八その言の終れざるをゝくゝ力を引提く身を起し利害をゝくゝ愚人ゝゝ千萬句も死益之立ゝへりそこれらのよしを修羅公よゞ上ん大兵一ゝ館ゝ臨まば瓦石と共よ解んのゝその時よゝ後悔せそ案内せよと西光黨を睨へゝゝ退出ゝ当下荘司元晴ハ若黨駿召近つけく云ゝと分付まべゝけりぬと應ゝくゝみく件の饋物を運びかへして鶏東二ゝ従者よ遍与ゝる程よ次の間そ窮屈ゝゝ義邦ハ紙門を細く推開て霎時ゝゝを目送りつ廣光共侶立出く元晴ゝゝ対ひ彼暴道ゝ面魂経任ゝ股肱のゝ欲ゝそ撃留おへさゝ渠案内を知られば

経任かゝゝ衆を竭しく當郡を攻撃へし彼めをかへされしまゝゝゝといへば元晴ゝ微笑を推量のごく鶏東二奴ハ修羅五郎ゝ軍師ゝべしゝれどそ彼奴一人撃取ゝ経任ゝ亡るゝゝ渠ハ癒よ二三十人その小勢ゝゝを取籠く撃ゝ紀ハゝゝ弱ゝを示をめゝゝゝ経任時日を移さゝ大軍をゝて推寄来つべしゝゝゝく返せゝゝゝ武勇侮りゝくゝゝは鬼胎を抱ん故よ孫子よ云凡明君賢将ハ動くよく人よ勝功を成を衆よ出る所以の者をゝも先これを知るべゝ鬼神ゝも取るべゝゝ衆ゝも象るべゝゝ度を験べゝゝゝ必ゝ人よ取て敵の情を知るゝゝといへり這奴既よ情を知られく間を用る所ゝ経任決して寄来るゝいゝゝ然といへども非常の備肝要よいとその掌を指をゝく説諭されく義邦ハ廣光をゝゝりつ。

共に感嘆あり暫して城戸守詮彼鵜東二を追かへせ〜その為体を元晴義邦に報知せ其腹心のものをして鵜東二ホゞ跡を跟させゞ仍賊地に還るや否をうかゝせゝと密語ゞ元晴実くうち頷き〜よくこそ謀りのゝれ敵に英氣を示ましをも侮るべきと悔あん昌甫と共に力を合して境を守の兵を倍せ防禦懈るべからゞと口噤に説示し是より主従うち聚りく軍議を凝し〜り。却説件の間諜者その夜深くかゝり来つ蘇途鵜東二暴道ホハ要時も途に躊躇せゞ泉川をうち渡りて平泉のくへ去りぬさられ彼饋物を阿容ことゝして還るを面のくもびん泉川へ投入れく推流しゝ紀川を渡せをえ届くれバ某ハ河原より引うへしゝと告るゞ守詮さもとと件の間者を労ひつ軈て夏の赴を主の元晴に披露せりさる程に鵜東二只管に馬を早めくその夜平泉に立かへり修羅五郎経任に元晴ゞのひ〜り。

婚縁を美ざるよりを巨細に告ゞ経任大に怒くなもゝも声を荒立老耄奴いくれバ。それを軽ろくるに至るやその議あゝバ推寄せく一戦に踏潰ん陣ぶれせよと逼ちくり鵜東二騒ぐ氣色なく〜憤ぶるゝれども元晴ハ老兵小敵ありとて侮りゞし稗貫江刺の両郡新に味方に属ものも機に臨く変を生さバ元晴意外の援を獲べ。俄くしく発べくゞ某既に彼処に到くゞ便宜を獲くゝこの故に元晴ゞ無礼を咎め争ゞ十分渠を驕せく饋物を運びかへ〜つこれを泉川へ捨させくゝこゝゝが迹を跟るものあゝんをを知るべゝ〜これども真の白銀巻絹ハ物一つも失ハゞ豫より用意しつ推流せ〜ハ贋物ゝ元晴ゝ〜のゝをゝゝバ某既に面目を失ひゞ〜又さゝに謀ありとおもん。

かくの如く歎を弛べく両二ヶ月を送りおべ元晴義邦ホが首と共ゑ筐姫を取んと籠中の鳥を鑊より易うその謀ハ如此くこと箇様くと密語ハ経任ゑく莞尓とうち笑ゑこの謀甚よ曩よハ汝れを資て時夏を擒わ〜更よ亦間を用ひて義兼を走らうもれどもその功よ誇らぶ両度の軍略神妙ゑ努秘をべしくと雨談時を移しけり。栗下某生再説駒形村ある馬艱標吉郎嗣忠ハ圓山の館ゑ有り。義邦よ仕〜ゑ元晴則標吉を廣光が次よ〜せく一隊の大長と〜防禦の軍配間断あく再く経任追伐の鎌倉勢をまつ捏よ年の終りも廿日あり三日四日とゆ北よ國府の使札到来して執権北條時政の下知状を通達〜吉見義邦并よ家臣江廣光及び義秀并平ホ逆徒の宥えありといへどもその無実ゑるより悉く赦免せゑる村落邊鄙よ至るまでこの旨兼知をべしといへり。義邦も元晴もかくべ〜と豫てより思ざるよあ〜ゑども又今さらのゑよ如ゑく一家の歓ひ彊ゑしかくて新璞のと〜立かへりて建仁も三年よありゆ正月ハよりづよ務多くて梅を挿頭の暇かれど義邦も廣光もこの春むり春めゑく餘寒の去るを待わどよ紅梅匂ひ如月の上旬よありよりゑ北国ハまだ深雪あれどゑぶゑよ冬のどくゑあらず廣光ハ只管よ稲向許赴て朝夷が音耗をも問ひべく又その婦人友鶴ゑ安産のゑうをその訊人これゆ。義邦あづこ出るのゑを元晴よ告〜うべ元晴ゑく越の岩上への信もうち措べゑゆよあ〜ゑど冠者ハ既よ世間廣くありあひぬ又蒲殿のあん子〜とハ鎌倉殿中も知られ〜ゑ彼安達盛長ゑを冠者の外祖父あ〜ゑく在鎌倉ありかれば三二を鎌倉へ遣し安達ゑよ就て冠者の零落の赴を

愁訴し、經任誅伐の軍兵をあつめ、義邦先登より進みて逆賊を討滅し、亡父の汚名を雪んとあひ待かせ、往時建久の比故幕下頼朝卿の冠者の外叔景盛ぬしより白塙丸へ云云と宣はせらるるよし、うけたまはる。辛来安達ぬしの疎遠より過させあひ、いまこの便宜を、りく愁訴せんより彼人々へ君ゲ外戚なり執達せらるべきハ、三二を鎌倉案内の人々へ安達父子より識らせられがこの使を今更より外人より委ねがたし。又越中岩上の稲向へハ馬飛標吉を遣はすべし。朝夷生今ハ必彼処へ、ありとゆゆしもあらん。かべとの音耗のあるやかりや家内の安否を問せんのこと。標吉郎ハ彼人々より初對面ことなれども、おづうに使ゆゆしこの議の後ひと人とゆゆ義邦ゑれを諾あひて、標吉より告ゑ行装を整させ義秀へ与ゑ状を書写めゑ、標吉より遍与し、又安達父子へ與を書翰を廣光より遍与せしゑ。廣光ハ稲向夫婦一三ホ及ゑが妻の浅良井より消息して、こゑを標吉よあゑ遣ハ又元晴ハ生書一通より両三種の土産を士卒八九人より齎ゑ。廣光より倶しゑ鎌倉へ遣んとそ準備ゑ。整しゑ二月三日の早旦より廣光ホハ鎌倉を投ゑ啓行し、標吉ハ後者両三人を拘ゑ越中へ赴発りかくて又四五日を經る程より日草口澤の村長ホ陸續して人を走らせ信夫の館へ注進ゑ。鎌倉の冠使安達景盛ぬし来臨あり縁由を兼るより将軍頼家卿の台命あり吉見殿を召させるとの旨より云景盛ハ冠者の外戚なるにより。このゑん使を兼りゑ本郡ハ賊地より近り因ゑ士卒千三百人を隷られゑ迺口澤の郷より人馬を駐めゑ案内を待りのゑ。ゑくこの旨を信夫荘司ホより告ゑとゑりより注進仕ると喘ゑ演説ゑこの時荘司元晴ハ聊餘寒ホ冒されゑ臥蓐の中より件の注進をゑゑ歎しゑより病苦を忘れゑ。

遠しく起出つ若黨をめて義邦よこの趣を報知させく詮使應接の
准備をのそぐせ義邦ハ水草十郎昌甫と蠏貫九郎ホ六七名の若黨と
三十四人の奴隷を屬く口沢ヲ赴せ来使景盛を迎んとく主従齊一
混雜せかる時ハ城戸三郎守詮ハ立ち騒ぐ既ヨ衣裳を更めて出と
せし義邦を推とゞめ主の莊司を諫くいはゆるかう俄頃ヨ鎌倉より
安達ぬをでされく冠者を召させのよりの熟思へべくろ思ぬくし実ヨ
そのうあんホハあづ驛馬をめて云くと仰下さるべ給ひ縛の屋
実を揚らんぬ冠者ハ病著ありと称しく某口澤へ出せ参り景盛ぬを
迎へあん早をあづ後悔あるべうのめと密語ハ元晴霎時尋思して姿
疑念ヨ形ヨあ〜ぬど冠者もの病ヨ托して應接の礼を欽ろバ
外聞遂ヨ脱れぐくし不敬の咎めをいぐハせんとれるよ執權遠州ハ
時政遠江守ヨ命じ王莽ヲ野心ヨ做ふと久し冠者ハ蒲殿のあん子なれバ
こうをを鎌倉ヨ請待して将軍の權を割んと云。よりて火急の召の使歟
あ〜ぐバ豫く驛馬の前徇ヲとて疑べ〜ぬ汝ぐどく遠慮せべ〜ぬ
悔あん冠者ハ何と云ひあふと問れく義邦小膝を進め莊司の推量愚意ホ
あ〜ぬ狐疑して遅くせバ不敬あ〜ん津谷日草ハ敵地よあ〜ぬ
口澤へ遠〜く行バ仔細あるべ〜ぬとも云ぬ義邦みづから彼ハ
詮使景盛を迎んの勿論ヨ進む言葉ヨ守詮ハ諫くしく又いはゆ
〜〜んホハ某ハ百餘騎を率く冠者ヨ從ひ非常ヨ備へ〜といへハ昌甫
進ん出某冠者のあん供るヨ三郎ヨ復百餘騎を添らまへハあり給
べし但し從者の員を倍く士卒五六十人を從へあつぐ支足るべ〜といふよ
あん元晴義邦ヒの議ヨ任〜く更ヨ士卒の員を倍し義邦ハ烏帽子の

紐を結び添狩衣の袖搦ひて内りと馬よりち跨れば水草十郎蠏貫九郎。その他の士卒先よ立後よ後ひ齊くと口澤を望く移り出せば元晴ハ端近ら立出く守詮ホ共侶よ祝してこれを目送りくるる程よ本所よある士卒ホハ門戸の掃除路次の盛砂設使の儲よ奔走してあのいぞ時を移さあぞ信夫荘司元晴ハ病を推て礼服よ更め正門の方よ出く大床よ牀几を立させ城ち三郎守詮ホその左右よ居ゐれく設使の来臨をまつ程よ俄頃よ外面騒しくて注進と呼ばて走来るるのハ別人ゐらず曩よ義邦よ倶しくる。若黨蠏貫九郎ゐり矢傷金瘡夥しく全身朱よ染ゐる縁頼ちくく礒と坐ぜこ何ゐぞと元晴ハ牀几を放ちくもみ出城戸三郎自餘の輩こゐの縁頼ありきゝ立く仔細いかと尋れば蠏貫九郎ハ右こを折屈げ鮮血を吸ふく息を吻紀ぐれば吉見殿鎌倉のあん使安達ぬよ對面せんとく口澤ゐる荘官ゐ門前ゑて馬よりをり立進こて書院よ赴ぬへハ。待設ゐる癖者共帷幕の内よりニ三十人。ちらくと顕れ出矢庭よ冠者を組伏こり後方よ後ホ水草十郎。この為体よおどろ紀怒りいくく冠者を救んと大力技翳して割て入り多勢を敵よ戦こり當下賊将声をゐり立汝ホ既よ謀よ陥りゐぐら誰為よ狂ぞやかくいハ修羅将軍の御内ぞ四天王の隨一とやそる神井鬼六猛虎ゐり這奴敵對せば義邦をとく刺殺せと呼ばバ昌甫こをよ辟易してその大力風や凪こりん遂よ衆賊ホ殺せこれ叶ぬくもひくざれば刃光を日よ衛く推串紀て死こりる外面よひ〻某ホハ大力音よ大変ありとゑくければ士卒必死とゐひ決ぞ技ゐつ刃を晃〻書院よ乱ゑ入らんとぼバ左右ゐる濤の蔭より賊兵夥群り出力野時夏ゐよひり何処へとそう遣るべ紀ぞ彼撃留ゐと紀つこう味方へ

敢敵を擇おぼ二隊よりて代く戦へども賊ハ素より大勢之鏃を揃へく差詰弩詰射る矢よ面を向るべ仆るもの数をも〳〵某ハこの事を報知おうさんとゆひしうば辛く囲を殺脱り主従或ハ擒よせられ或ハ殺れ敵の勢ひ十倍してもやこの処へ推寄来あんそもかくもこの深痍でハ再度の役よ立がたし是おぢよりて亡首を引抜おく腹掻切く伏こうゝる元晴ハ愀然と天うち仰ぎて嘆息し天あるうゝ命あるうゝおこれそ偏よ吉見殿を世よ出さんとゆめをもく只管よ早まる守詮が諫を用ゆぢ鈍くも賊よ謀られて支既よあまよ及べ士卒ハ過半境を成らせ今又冠着役ひく敵わしめの少くゝ侍ハ防戦んを叶べ〳〵然あぐゝ主従ちろを一致して敵の囲を衝破り脱れんとハ難くもあゝ孫ど既よ冠者を擒よせらるゝく誰をよりがよ一日の老の命を貪るべ紀敵推寄ゐバ防矢射させく。

腹肚を切らんのゝ守詮ハ其期よ及ぐ笹姫を刺殺し館よ火を放け焼立よ最期の準備をいとぐんとく聽く奥ゆど入りよる當下城戸三郎ハ家中の男女を召集めく老くるもの稚幼の婦女輩ハ悉後門より落し遣る年来荘司の恩を感じて留らんと願ふもの多ありとゞ中よ血氣盛よ志あるもの五十人よ正門を守らせ三十人よ後門を禦せとのゐハ徳よ十餘騎をゐて中門よあり妻の嫡行を呂ていゐ今由主君ハ姫うんを云云と仰〳〵ども一圓落しくんと呼ゝ水草十郎ゞ女房鳥江ハ則そゝくの姫あれバ難よ臨こくく共侶よもん命よ代るべ〳〵同胞心をもとめく姫うんよ倶〳〵まり。敵の推寄せぢ用よ後門より脱れ出越中あれ鎌倉あれ便宜のゝへあん供ぜよ。鎌倉かゝバ安達殿越中かゝバ婦員の岩上稲向判五とゝゞひ社廣光嗣忠使して東北よありとゆをもこの変を偽ゝかゝバ必難よ趣んまゝ〳〵バ

その二人は一人は途中に逢ひ敵を欺き姫うへを後
やとく落しまゐらせんとすれども彼経任が欲する所にて茅一は姫うへ
あらん途は衆賊は追ひ来られて脱れ沼ぎは主従三人自害する外あるべからず
とくといそぎ立れば蝋竹は精悍しく應をしても頑伏のこれやこの世は
別るとゝへば立あがりて去りもあへず涙はらはらといはるゝ守詮眼を瞪しく。
いそがくと追ひそうに折ふしの貝鉦大鼓正門なは敵の大軍推寄うと
あがくて天地は響く鬨の声弦音矢叫馬蹄の裏紀いづも隙なく戦ひの
中を脱さく蝋竹は姫は共侶は笹姫を扶掖紀柳の腰は肌の大力抜て
後門より走りぬれば主うたがは名残を惜む女房乳母が泣声背後は遠り
ゆく程の賊は猛虎時夏は前後の門を攻破まく真先は進み合戦て
期しまうければ城戸三郎守詮は中門を堅と閉せく彼十餘騎を左右は

備へく面もあらず撃靡け鬼六と馬を接へく十餘合戦やうり力尤當り
かねれば鬼六は浅疲を負く。十反あまり退けば時夏こゝは誘引れて正門
まで逃ぬうちの隙は守詮は中門は引入りく。味方の討死を数ふれば
四五騎は過ざりけるこゝも数ケ所の深疲を負く再び戦みべくも
あらねば是まで有りと思ひ主君は自殺を勧んとて馬を閃と乗あり。
輿を望く走まるは信夫荘司元晴は崩葱威の身甲は紺地の
錦の直垂被く精好の奴袴を張らせ乱しる白髪は鉄折くる鉾巻
きく重藤の弓は握太まるは鵰の羽の征箭を刈ひ矮樓の窓を開きて
あこ入る敵を射落をと十四五騎は及ぶといへども目は餘る大敵なれば九牛が
一毛あり味方の士卒は漸くは襲れく残るは守詮のみなれば今は死ぬべ紀
時ことく弓箭を戛哩と投捨つ徐は階子城をり立く書院のうしろは走ぶ。

城戸三郎守詮ハ立矢を篠毛と折りて。遠く走り来つ味方の士卒大半敗れぬ。敵勝に乗じ合戰ハ是まで。兄自害ひへうと勸れども点頭まもろふかへをくも菖姫を逆賊に奪取られとく火攻故まこひあへば甲の上帯切て腹一文字に掻切て吭を突て伏たる守詮ハ悶然と胸を拍く身を起し後堂に入る兄弟ハ妹母に対し老若の婢女ハ自殺して死殿ハ箒を素ぎ如し武士の家に住るの。あるまじきなるなれども有繋に哀れ。やつてあるよりしかれば。とう中ゆく菖姫に似る女房の七殿を上坐に推居て姫の衣服をとり掩せ彼此に走遶く一度に火を放てるこの七神井鬼六刀野時夏ハ敵ひく守詮に悩されぬ敵の多少をかぞへれば中門の前に屯して。人馬の息をつぎ彼此に火發りく大厦高楼倏忽に黑烟の中に

あり。をハや元晴ハ自殺をるぞ菖姫をハ焼死しと救ひ出せと罵り騎だて。中門を打破らせ時夏真先に騎込て軈く馬より内りとり立書院のうへ趣く程に城戸三郎守詮ハ賊の大勢を撃んとて匕首を半抜うけて。廊下に横ぐり陽死をしてけるを時夏ハよくもこんぞ踏越んと思る処を守詮ハ臥ぐらに匕首を抜く横薙りに向脛丁と砍つるに実に死脚甲をしく。けるに條鐵半分砍込ぐ裏をかくまでかくされば時夏吐嗟と怪飛く驚折布く立んとに守詮岸破と反起く畳蒐く撃ぐに時夏ハ時に。辟易して既に殺をつべく見るに鬼六猫虎走り来つ短刀を抜側ゆく。守詮が背よりその草搦を推揚く巻も徹をとぐ刺を発所の深き。あれがえうへりあ底仰反るところを引倒し乗かりて軈て首をぞ取う。惜むべし守詮ハ智勇忠信人に優れくその功なはわ〜ねども主殺らが

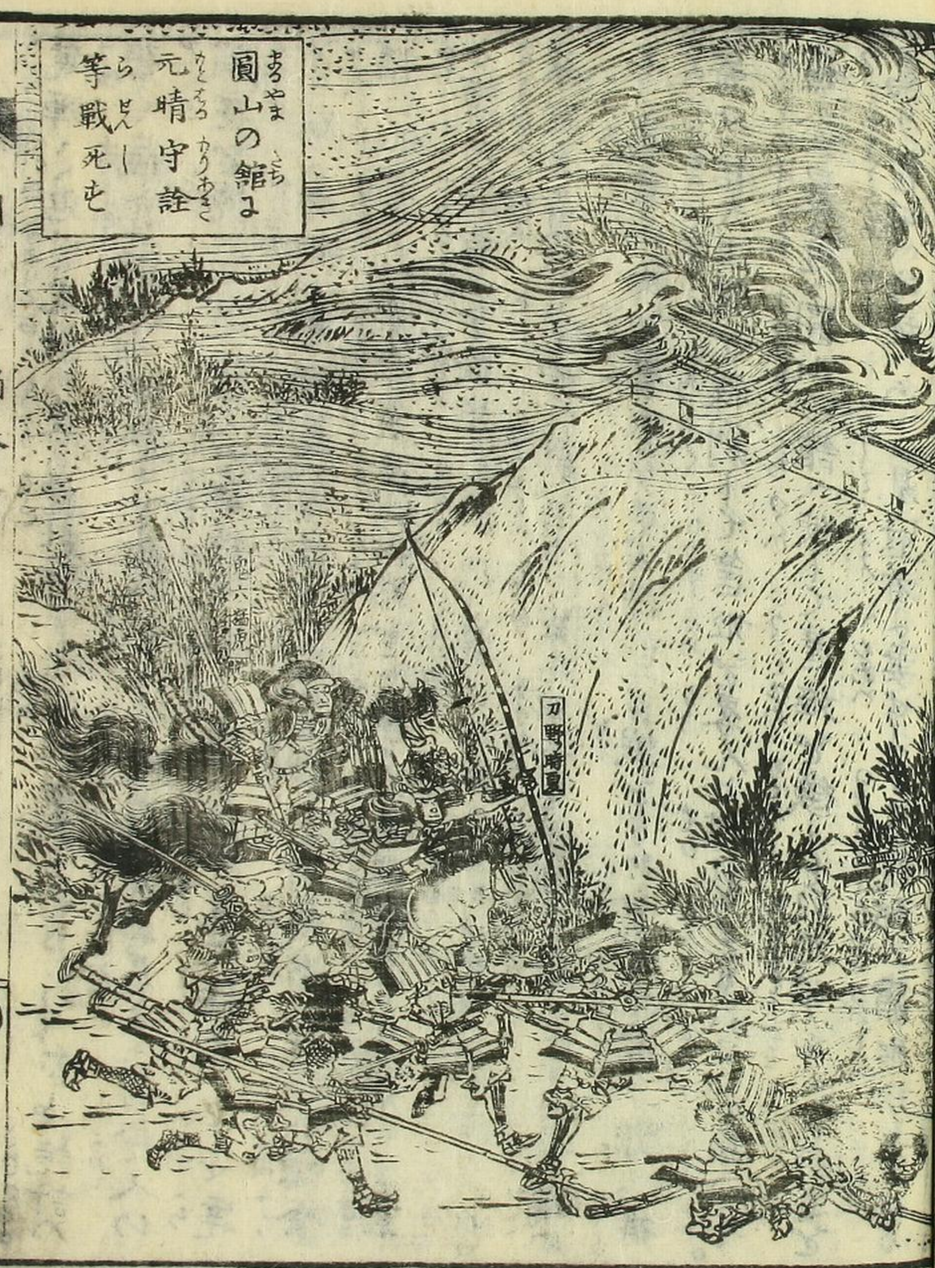
圓山の舘より
元晴守詮
等戰死也
刀野晴夏

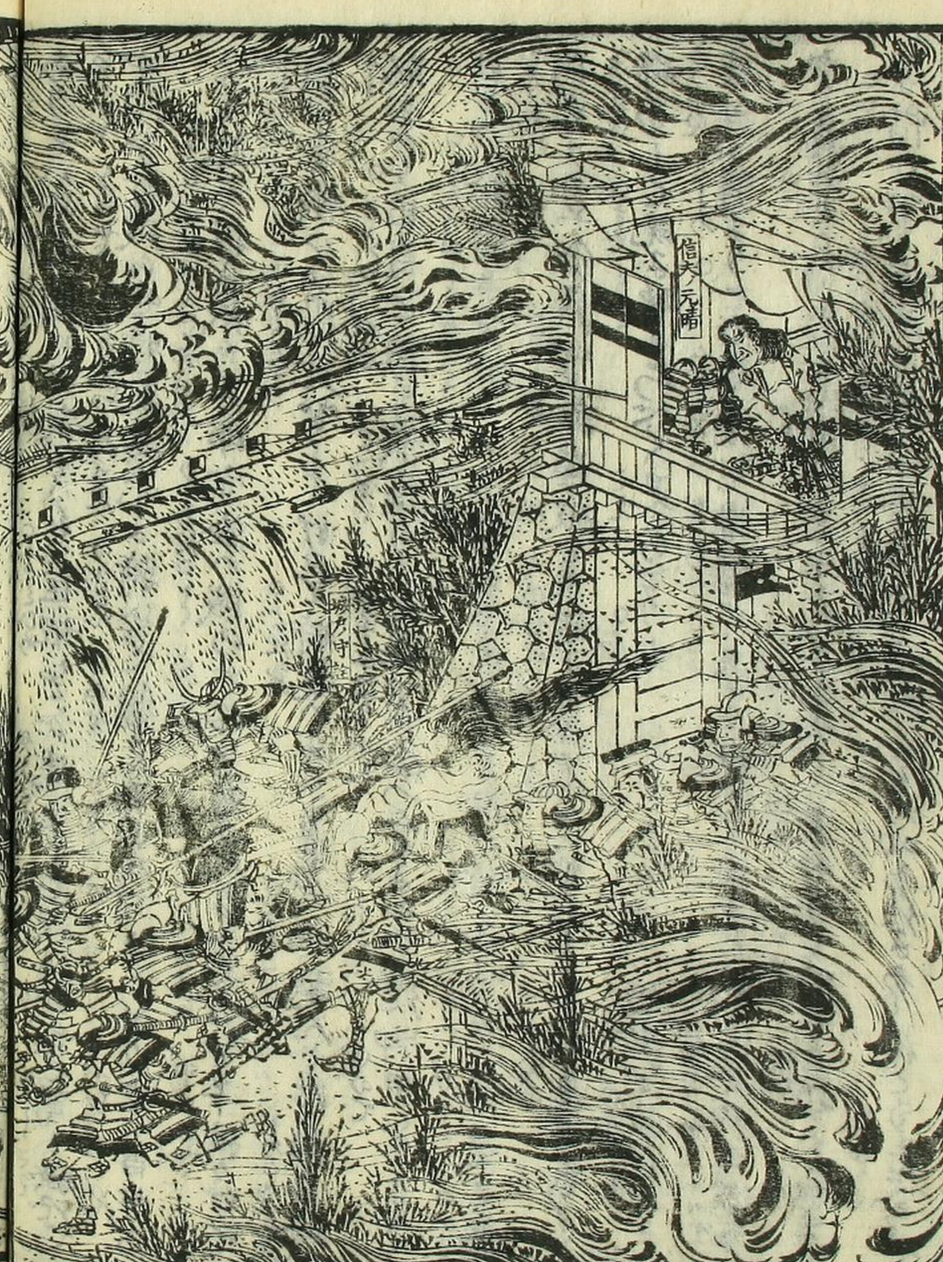
信夫元清

運彈く悪逆虎狼の徒よ勢れぬるを哀れみ。さてもこの一てうの詭計へ豫て蘓途暴道が經任よさめ兒勸めく更よ猛虎時夏よ五百餘人の賊徒を授けその三百人へ駒形の山中よ隱し置兒鬼六猛虎ち安達景盛よ打拂ひ野時夏へ安達が家臣よ扮しその賊卒三百人へ鎌倉様の行裝しく栗原賀美の山路を打越く遠田郡より奥の入り日草口澤の莊官ホを欺兒く莊司が圓山の館へ告知させ吉見三郎義邦が来迎るよ及びてそめく莊官が一家の男女を砍殺し遂よ義邦を擒ひちく水草十郎を奪取り更よ件の三百賊をち合して元晴が館へ推寄せ信夫主從を殺剿して笹姫を畧んと謀れりこを八月十五歳の冬。蘓途暴道が圓山の館へ使して笹姫を徵しと兒元晴犯て暴道を罵り笹姫へ近兒ぬ。白月冠者よ妻せ[illegible]又義邦へ蒲殿のをんを[illegible]

[illegible]又達六が白狀ゆより赦免近兒よあるべきこうを怒よ乘して説出せ[illegible]。暴道へこれよより元晴ホを謀らんと欲しいく程もなく間諜者を圓山の館よ入れくその便宜を窺せよ今茲二月よ至く江三二廣光へ義邦が外戚ある安達盛長が鎌倉の宿所へ赴兒馬養標吉郎嗣忠へ越中婦負の岩上へ趣兒るよ。件の間者が告しく暴道へ支をありねと歓びて遂よ猛虎時夏して謀を移せその方寸よ陷しう唯城戸三郎守詮のその虚実を揣るく元晴を諫め義邦をぞめしくども。元晴義邦へ詭使景盛とうよ惑されく帰泰のをひ止ぐく守詮が諫言を用ひざりしへ悔しかるべし。

中輯第三十

嵐の庭に連理水
春よ遇ひ羽生の梅

部説猛虎時夏ハ敵一人もなくなりぬれどもこの日西南の風烈しくて猛火八方より散乱し近つくべくもあらざれば且衆賊より火を滅させ焼落て後より駄の死骸を展検するに書院の焼迹より元晴うとがり死亡骸あるを引出せば首を取り又後堂のうしろより女子の亡骸数あるその上坐より燻爛れたるもの又笹姫なるべしとく衣の褄の焼残りるを引断離く證とし兵粮財物大々あらざれば焼亡れば軍ハ勝れども利とするものハ郡縣のこと又一物の取るべきもの賸緊要なる笹姫を焼殺してハ功より誇り賞を求さるもあらざ猛虎も時夏も腹たくしさに諍と賊卒を叱て懲う。その夜ハ焦原より陣取く人馬の足を休め黎明の比衆賊を進めく。元晴が正方寺の枝城より推寄るれども境を守る兵ホとも落うせてよりあらずもあらず近辺の民家より入りて米銭を掠奪し男女を屠殺し。あく妍女子あれば白昼より輪姦を乱妨狼藉いふべくもあらざる暴を荒して第三日より平泉へ凱陣し賊首狂任より合戰の次第を苦く生擒義邦と牽居元晴が焼首并に昌甫守詮が首級をとんせ只彼肝心の笹姫いそやくも自焼して烏有とありぬ城戸三郎守詮が防戦より時移りていふともいとも忠あり更より過怠なりぬ猛虎時夏辞齊一変の為体を演説して焼残りくる笹姫の衣の褄を證据とし當下修羅五郎經任ハ蘇途鵜東二暴道珍浦五十五六方相ホを役へく端近う出つ實撿し件の衣れ褄とんく靦然とうち笑ひ猛虎時夏ごとくの如く疎忽なる笹姫ハこれ奪ふとく奪出せと呼立れば婢女們五六人若女雑りて立かつり姫の左右のを奪く高欄の下より推居れば笹姫ハ泣腫せし目もとんおぶハぬ義邦の高をよりを傳られ屠所の羊より異ならぬ。

形容は又胃潰れて嘔吐を伏欲浅ましやあん痛しやと声立て走りまどんと階より庁膝衝く両拳を遮り留る婢女どもが揺拯忽あらぬ衛は身さへ動れぬ伏沈まつて泣あん義邦も琶姫の声は聞る眼を見れば恨みの涙鏡曇るは胃の苦をぞかへる家あれ吾妹子が歎きさこそと推量るに身の薄命ぞかこつ抑九歳の八月より十九歳の今茲まで霎時も安堵のやひをせぬやう やく釋し究屈ありあれ恥しれ傳索かう浮身はとが外は又あるべしやといへばえは岩は堰を苔清水おのらふべくもわれ世はものもひと頭を低れ死を俟の外かのとなり当下猛虎時夏は来く神社頭る高麗狛の如口を開れ正く焼死しうとえし琶姫はいかるまくあるは出現せしやんちあ不審と咳けば蘇途鵜東二進を出其も暴道が討畧し彼守詮は頗思慮あり義邦擒はありぬこ歌の寄あんことを揣くく琶姫を落し遣るべし両頭須あらばしく只

攻撃は時を移さば元晴ホを撃とうとも名さしれまを走らさは学して その功あれは仮うと思ひまれば元晴ホを撃とうとも名さしれまを走らさは学して より推ぎし元晴が来地の巷門毎は部しく落人をあつ程は果しく本日 黄昏はいと雄くしげ女房両人主の息女とおぼしき美人を扶掖つ 駒形の麓の小野を過るありとの為体問ばしく琶姫とえくれば士卒を 進めく推とり巻せ生拘んとあつまるを彼女房ホ刃を引抜三人を 員せ二人を矢庭は砍仆しく縦横無礙は防戦ふ大力風いづれも烈れば 女子しとそ侮ぐし味方の負は数あせども多勢あれば取も逃ぎ某が 幾つ箭は一個の婦人は乳の下射られく仰ざまは仆まとう今一人も深疵を 負ひつ脱れぐくあひえん走り近つれ件の美女を刺殺さんとする処を又 一箭は射て殺しぬその間は彼美婦人懐剣を引抜くく自害せぐくるそれば

其弓を投捨て。花鳥の如く衝と寄せて。懐剣を奪ひ取り。その名を問へども泣く答へずかくて又五七人の落人を生拘つ。こまてつよんせくその名を問へ前小乳の下を射させる女房ハ元晴ゞ老黨水草十郎昌甫ゞ妻鳥江といふ。後ハ射殺されるハ城戸三郎守詮ゞ女房翠竹といふ。彼と此とハ妹

ゆよ竹

ゆよ竹

ゆよ

頷ぎて牽去せんとするを見て珍浦五十五六諫くるやう将軍は義経のおん子と称ーぬへど人食これを実とせば既に実とせられぜとも笹姫を妻なへば判官の為悪婿と又この義邦を範頼の子といふ世の人おもきくこれり。彼範頼は判官の兄なるに不和なるに今その子なる義邦を誅ーぬぞ。人のあるに離れ背く竟に大事をなーるとこそいんと問へば五十五六答ていふ愚意に思ふ世いよ経任沈吟ーるとこそいんと。あるとかへば只この吉見義邦を繋ーく獄舎に繋せるくるに牽出いてく譴笞形勢を笹姫に見せるぐ義邦は苦痛に堪ぞ笹姫に説諭ーく。いまこそ隨せん又笹姫は夫の呵責を救んなるに君が枕席に侍べーさ。と。こそ判官の任とに義邦を殺ーて死ーむべく助けぜーて許せに似うり是を名利両全なるもと真ぐちく密語ろり五十五六がかりけるよりも。

経任が為のこなるぞ。暴道猛虎時夏ホ或は笹姫を奪取り或は義邦を擒ー或は元晴主従を殺ーその両郡をうち取りくる功を捐こそ義邦を害せんとするを否ー笹姫を口説隨ーて己が功に成せんとそ。こそ小人の機変かるに多かべー。間話休題経任は五十五六ホ説ーてくもべくうち点頭汝が議論尤理あり。やに笹姫義邦を救んとおもひ磨に靡けり。義邦も又去ろ形り呵責の答を脱んとおもひ笹に説勧めく磨がこそを慰めさせよとこそ威徳りてこの女子に迫らんと暴れどもそのあるに靡ぬあるに孫べ洞房の中に趣ーて笹を奥へ伴ーく侍女ども慰に由断しーく自害をさせるに義邦を獄舎に繋ぐく間断なく守るべー暴道猛虎時夏ホが恩賞は功の多少によるく沙汰せん食この肯をあるに始に此彼に掟つ。翠簾垂させく警蹕の声に共に身を起せば無念と向上る義邦に顔

又あへもる筐姫再びよると泣沈むを誘ふへとく婢女們ふを含り伴ふ
後堂良人ハ獄舎の阿鼻地獄佛ハ神ハ捨られぬく絶ゑに對の涙の緒ふを
限りとえうへりつ。ころのうちハ辞別まうせぬるハ世の中ハ花ハ嵐の妹背山裂
れく内と外のうへへ牽れゆくそ痛まれされば又經任ハ筐姫を獲らうと
いへども拒そいまぐ後ひハ彼文字揚を夜とく日と狂くとう保とりかのこ
果らく時夏ハ返ハとあ〜文字揚も今さらハ時夏ハ妻ハありて四頭須の
下ハありておのづ〜權もあ〜又經任ハ側室されば人の愛敬大ふこあ〜ぜ。
この故ハ只管辞を巧みく時夏を嫌ひ〜ハ經任ハよくこころ惑ひてそ
いまハ〜せざるとあ〜文字揚ハ便宜をはく姉〜と者ハ筐姫を殺〜
べと勸れども又文字揚ハ比もハ〜ハるまおく〜ろ美女されば經任ハこのす
のこ生應〜て後ハぜ心ハぐくも筐姫を殺後せんとおもへりこの為体ハ

鵜東二へ文字揚を時夏ハ返〜へと催促ハ經任是をうけさく
ハひて鵜東二を鎮守府の守將とし時夏を副將とそ〜の〜經任ハ
鵜東二ハ諭ハう汝ハ只顧文字揚ハ時夏ハ身を任せ〜故ハれ又
使へ〜ハとハ理りハるすれども渠今さらハ時夏ハ妻ハあることを
願ハぜよ〜ハ食を共ハせ〜とく情をおそ〜ハるハねバ渠ハおいく
何ハあく〜ん筐姫ハ後ハぐ文字揚を空〜ゆ〜んそれまでの勸賞ハ新參の
時夏を鎮守府の副將とハ寔ハ過分の大任ハ〜ハぐゆ〜れ〜づ〜ハ諭え
とく時夏を招ハ招ハ太郎汝ハ文字揚を返さんとそ〜ども〜いくハせん件の
女子ハ病著ハ卧〜ていまぐ起ぜおりて前日の勸賞ハ汝を鎮守府の
副將とそ暴道と心を同〜て江刺磐井玉造の三郡を管須ぞ〜抑
鎮守府ハ東北の扞城〜ハ尤予ハ安危ハ係る要害の地ハれども久〜く

敗城とありしかれば速に修復せしし汝新恭れしくその重用四天王ホに異
なく忠戦を励むべしと真成に示せしかば時夏は拜伏して恭しと應ぜり。
あれども時夏はあちの中歓ばず第一は文字掃を逐ざるを恨と第
二は日来あちよりふぬ暴道が下風に立その隊に属られしは妬ぎ限り
なし。かぞうのりかば経任を資ぶべく鎌倉へ帰らんものを悔ぎ恨をして
ありとぞいはるるよりねどもさて己べ死はあるべれば鶏東二と共侶に五百餘人を
引卒し鎮守府に赴かく敗城を修復しをさくあを守りり不題
鎌倉ホは信夫荘司は賊に奪れく吉見義邦は擒に奪れ経任新に磐井
玉造の両郡を奪して鎮守府の古城を両員の賊将に成らせ勢ひ
あちく煽るるし注進奏くありれば執権北條遠江守時政驚愚ひて
評議をかるに評定衆大江廣元問注所の別當三善善信ホと追討の

大将を此彼と擇めども足利義兼敗軍の後撰に應ぜ死ものなし。
されどて安達盛長和田義盛秩父重忠など先将軍頼朝の功臣ありく
年も老りり幾台命に應じて役に趣んとまつ況ともこの三老は任しかさく彼ら
此次とぞりり小定めりて日を送りつ有一日時政はその子相摸守義時と共に
尼御臺頼朝卿の後室政子・時政の女の御所に参りて件のりをおりし誰をり討ま
遣ぶべ死とりち相譚まりせしかば尼御臺微笑く評定衆が擇をりるる。
征東の大将をいふして如実などりあを死ものあを死ら智ある人は
同んのことをひて後方に待りる義時の嫡男相摸太郎泰時をんへりて和殿は
年尚少れどもその才は大人びり何るもわ軍頼家卿のりれば憚ること
なく有りよりのぶ。おりせよかしあへ。と招死ぬべ泰時は阿と應つ膝を進て
額をつ死弱冠の某が甘羅の才よあるもしく助言は慮外の限りなれども

このあん席は他人にいぞ。あん尋の趣を答まうぶらんは不忠なるべし。されば兵書にもよく敵を知るものは勝敵を侮るものは亡ぶとは本文なるよいぞや。

あづ彼逆賊經任が形勢を案ぜるに泉雄ふして幻術あり風を呼雲を起し樹を伐く士卒と一石を撲く牛馬と一五兵六道自由を振う今鎌倉は智勇の武士多しといへども二の足を踏むこの故に現名なる大小名此度の討手に擇れく復ち負るもあるべその身ひとつの瑕瑾はあるべ。柳営北御威光も亦薄如に似たるん欲めし愚意をもて擇ぶべしは前駿河守源廣綱朝臣はおもしろ。この人にぬる建久のちゝ耶不足のありて忍は隠道一年来武蔵埼玉なる太田の荘にあると雖り迹を村落に埋むと雖も先祖軍の親族廷源家の上鶴うう何人か知らざるべし。且その祖父頼政卿より相義せられと傳雷上動の弓水羽兵羽の箭のあり。

世にあく人の知る所紫宸殿に怪鳥を射つるもこの弓箭の徳よりなれば經任が幻術を折んず疑ひ辞を卑し聘を厚しく此度の大将軍に任じぬ萬に一つ兼諾せん欲賢慮いかゝと爽なる辨論衆聽を驚せり尼御臺の歓びいへばさらん祖父時政感嘆して溢る喜笑庁向泰時適おうしうに速に連署をもて駿河前司を召せべしと。いへば義時沈吟して駿州既に世を憤り受領を棄て隠遁しるに連署のそこをあぶともいうべき召に應ぜべし蘇秦に等しべ説客なるべし輙く動じてかん猶且評議をかさねさせく使を擇べうと諫れば尼御臺相州義時をの思慮寔に當まう甲ひと擇んより泰時を使者とせん若輩なれども将軍の外戚遠州の孫なれば廣綱も侮るべからざる軍頼家卿よりえあげくまゝく武蔵へ下るべしと他のもく仰れば時政義時

秉代し泰時あん秉仕れといふまでもなく困じ果幕下頼朝卿ねんを
かりし時は後悔のみありて廣綱ねんを召されしかども竟に秉ぶ
ものと定りさると泰時が黄啄ものく彼人を説人と心ゆるしたるこそ偽俱
難渋をまうしたるは君のあんをおいざるを似たり。下しび御設を傳るか
及びて彼人その便宜に就願ひまるるのもあるべし。何のあれ許されん欲
この義秉へり届ぜして彼処へ起れることといへば時政うち領れ汝が推量
さるべきあんに許さることも許されぜとも只今はいひがたし願の筋によるべきそ
とふを推辞く。おろんあんこのあん使を勤ぐるし餘人に仰付られよと
いはせもあえず時政は氣色変りくとく又いうやと詰れば泰時莞尓と笑を
故幕下の威徳やも召く事ぬ駿州を召るべきは彼人の所望を許さぬ
夏成るべきやされその望やも君のあんをあるべきは御許容あるべ

勿論その他のあれ言下に許して重用の義を示さるべ後悔其処に
立ぐさし論言は汗の如し武命も亦おろかあるべし後日に支の破れかりく。
泰時が腹を切るとも國に益なく君に損あり強くやるにあらず再三
思案あらまほしとありひ入く回答しらべ義時は只領くのみ尼御臺
つつしくと笑て感嘆浅くべ太郎が意見道理に称へ廣綱望むに
あらべ何のあれ許容せん。和殿が許せは如実が意ぞ如実が許さば招軍も
執推も免許のあんまづこの肯を存ぜよと可嘱に示しべ泰時は謹て
壽の詞を述現國に道あるとは野に遺賢かといへり既にかくのごとく
ならべ台命を頭に戴くこのあん使をかし始べしと答おうせば時政申う
やくに納ぬして一族齊く退出ぐりかくく時政は件の支の趣を廣元
善信ふに説示し頼家卿に申えあびく泰時に使節を賜り支既ね

整へれば次の日太郎泰時は徒者を騎ぜて馬の足掻をそめて。只二日の程にて武蔵の太田へ赴給ふる程は駿河前司廣綱は去歳の六月且見姫を媛子井平に妻せてこれを六條蔵人仲家の後と定め渠が故郷の名を取りつ又実父兼光と養父仲家の片名を取て。多賀蔵人光仲と改名させ子の如く鍾愛し夫婦睦しかれば菖蒲の尼公の歓びは又更にいふべきもなく程なその年の終る。親權時政の下知とて義邦廣光井平義秀ホ逆徒なる由無実ホ由ありて皆赦免せらるるよりそのまえ有りしかば人々ぬ歓びは一家安堵の思ひをなせりかく歓ある中に又悲しきもの出来て菖蒲尼公迁化ありて亨年九十餘歳と廻伊豆國藍玉の舊院に葬送して追薦の法會叮嚀に物せらるるなが中に光仲は高恩の義を思ひて実の祖母を喪るるもちつ。

且見姫共侶に哀慕の情己と紀ぬ。かくて今茲は果敢なく暮れて明れば建仁三年正月下旬廣綱は母屋を光仲夫婦に譲て藍玉院に隠居せりかる時ぬも光仲は義邦主従義秀ホが往方いかゝと想像りしかかくわかれども昔の井平ならぬ身をなるに旅もなれぬ廣綱仕るべき主の如く父の如く真中下河邊の両老黨をるとて師の如く見如くまづは謙遜して微賤を忘るとて時に二月下澣有一日鎌倉の館使北條相模太郎泰時下向のよし俄頃にその沙汰ありて廣綱は訝りながら礼服に更て母屋に来て諚使を迎へて對面は當下泰時は座ホ着て威儀を張り某俄頃に使を兼るとて別儀にあらず逆賊經任平泉に跋扈して既に數郡を横領し殆奥羽を擾乱せりこれにより曩に足利左典厩追討の台命を兼りて頗勝に乗るといへども副將時夏が叛逆ホ

よりて不慮の敗北に及べり經任猛威を振ふ。信夫莊司を高舘に殺し吉見義邦夫婦を擒にせり。近ころその夫えり抑賊首經任は殘忍猛惡のこゝろ雲を呼び風を起し形を隱し影を埋る幻術を始るめり。復び追討の大將を擇ぶ。その任に當るべき寡し駿州は將軍の近族なりを神前あり經任を討滅さんの駿州の外あるべからず將軍家はまらもなく冀は辞とおく氏の執權台老衆議一決して則征東の大將なおさんと塗炭を救ひぬへ仰はあつく件の如くと恭しく演説を廣綱謹ゝく美り御諚畏りゆひぬ然といへども某既に隱遁しく烏髮の沙弥なり今更弓箭を取るべからず。この義は御免を蒙らんと固辞を泰時推禁めすや愚直しあるとも國は居るべき國恩あり伯夷叔齊が首陽の飢渴亦何の益ありん泰時若輩なりといへども外威の下はなり今はなりは帰去らば鎌倉へ入らぜして中途より腹を切らんの之人を救ふは佛の慈悲なり枉て義あれと說勸れば廣綱は黙然として眼を睜りもしもしば某今一才子を薦あげて經任を討しむべし。これは是廣綱が壻多賀蔵人光仲とぞいふものなり。

昔昔の祁黄羊がその子の午とひしめを平公に薦めしる賢に似ず。

かういぐ嗚呼かれど子をこうと親はあるべ壻も亦如此あるべし。光仲は文武の奇才廣綱が類にあらぬ。さて弓箭は壻牽出に彼郎に譲り訖ぬ渠を經任追伐の大將軍にせられば廣綱は副將とありく陸奥へ進發せんこの議御許容なれとき八台命に應じかたし即坐に頭髻を剪拂ふく斗藪行脚に出んのこと餘念なくとひ入てぞ薦る泰時笑く頭を傾け現駿州の壻あるべ壻は則子に子とは親に代るとあれもいぬぞ願くは素姓を穿ん原是何ぶの人

ありやと問へば廣綱うち微笑を渠は元来木曾の老黨樋口二郎兼光が一子なるを頼政三位の養子となり六條藏人仲家が遺蹟として仲家が名実女兒某が養女なる且見姫を妻となし彼樋口兼光は朝敵木曾が残黨なれども降参して後は誅せらるる光仲はその心操忠信なりしと文武に長じ證人は廣綱と只その実を取らんとあらぶ重用せられんもあしかくあれ仲家の後として駿州の堵あらぶ故障あるべくもあらず對面を許さんと在宿ふ旅と問へば廣綱歡ばしげなる彼男子の幸と藏人と多立れば阿と應ふ光仲は烏帽子の斜推直して素襖の袖を掻繰り廊下より遠り入る遥末坐に著るを廣綱いと久しく設使の目をあらべし渠が舊名は媼子井平と呼れしく執權ふもあられしめし故あるく下野なる足利へ追遣らるる時夏に屬られしまでも渠は力野が不義を憎く義邦と共に逐電し逆徒なると

誣られ難く藍玉院は潛びて逆りかくて去歳の十二月赦免せられて伊豆けーうに
あるものくとりのは泰時晴を定めくとうんかりんつうも驚き定は一別に来り
起居安寧欣び重ねて誘こかくへと請れば光仲再拜頓首して別後見泰小
より恥くて面忌れるまでは適丈夫まひたりくざりー再會は幸甚ーくと
回答をもれば打ち笑く今日より某と和殿は則同輩之枉く席を進めもと他意
かくいのは廣綱はさのこはとて光仲を浦う近く招き誠意の趣予が返答は
彼処あく空つぶん和殿を將軍家は薦めありく經任退治の大將とーされは
則副將さんこの旨を存ぜと説示されく願をつ紀時夏が謀叛ーく賊中は
走りーはは仄は傳聞されども吉見冠者は擒はせられく存亡定らざるーを
ちでめく兼知仕り驚ろめ所と彼人と某は断金の交あり信夫が錦はありとり
あるぐりーを残念れ國家のあるは友のあるは馬前執戟の歩卒とありて逆賊を

討んず素より望む所れども某何ぞの穢むく大將を汚ぞ紀況家翁を
副とーくその上はわーんを冥利外聞物体かーし御許容わべ紀ずかく孫ども
この議むりは兼引がさーとあるく辞はは廣綱頭をうち掉くれは和殿が
私かり忠臣は家礼を説く紀和殿が大将さーんとも廣綱副將さーんとも全心
合體ーく賊を討功成と紀は君の名為則國家の幸かーびや御許容あくか
辞退せんのとあるは既は決ち再く議ちをあれと制めく泰時はうちち
對ひ某は岩居水飲の隱者と縱台命を辱をとはとも今更柳營は参るべ
く紀願は光仲を召さるべー又某は名代の老黨同中隼人宇直を鎌倉へ
遣をべー御許容あくとも野人のとが隨ちーく執達を賜へとは泰時宇て
且く深念ーかくまでよいくは強くとの身を伴ひーすや駿州副將
くりとも台命は應せられーは使者の面目國家の幸ひこのくはや紀藏人を

薦挙のゆゑ届くひかり招軍家も執權も俟ひくことを恐らゐ鎌倉まで八三十里一昼夜よもおぼつかなし今日直さま伴人准備せられよといそぐせば廣綱ハ歓びて次の間に待ちる間中下河邊の両老黨を召よせて云くと命ずれば同中守直下河辺高吉ホハ詣使泰時に見泰し且光仲の後者を擇ミ定め或ハ詣使に果子をもらひど浪る程に奴隷ハ馬に鞍を置き秣を裹く牽出をかくく光仲ハ且く奥に退おく鎌倉へ趣くよしを且見姫に告ぐ〻ぜれば姫ハさく〻ぐり家中の男女歓び祝ひて奔走る光仲衣裳を更めく舊の席に著しゐ廣綱の名代同中隼人光仲の介添下河辺小三郎この他光仲の後者長海老尾加世丸若黨奴隷に至るまで精悍しく行装しく泰時の後者に打雜りちゝ外面に出ぬる准備整へば光仲ハ恭しく廣綱に辞し別れ泰時に從ひて齊一馬に騎出せば廣綱ハ立ゐぐゐ前門のこゑまで送り且見姫ハ物見の窓より婢女ども うち囲れく光仲の馬の尾筒のうえ迄目送る畢竟光仲 将軍頼家卿に見参して經任退治の大將に拝任せられ廣綱と共伍に黠の軍兵を率く陸奥へ發向し經任ホを討に及ひて戦の勝負如何 ちハ編を嗣ぐ巻を易く第四編に解分るをゑんがちゝん。

作者云朝夷義秀がゐのこの編第廿三條に説出せるかいまゞその去来を演るに眼あり且江三二廣光馬養標吉郎嗣忠ホゲるも並に第四編刊行の日その巻くゆく分解せん經任が物語あり長やかれば分り。

○又云拙著 玄同放言 初版人事ノ部の上まゞく刊行を製本方に成り亦その書肆の為ゆゑのそ

朝夷巡嶋記全傳第三編巻之五 終

編述　曲亭馬琴稿本

出像　一柳斎豊廣画

刊字校合　平安　櫟亭琴魚考訂

戊寅秋七月画者傭書卒業同年冬日刻成
文政二年歳次己卯春正月二日製本發販

刊行　江戸馬喰町三丁目　若林清兵衛

筋違御門外神田平斎　山崎平八

書肆　大坂心齋橋筋唐物町　河内屋太助

江戸著作堂主人新編畧目

朝夷巡嶋記　初編　二編　三編　統計一十五巻　既行

同書第四編　来己卯十二月相違なく賣出し下るべし

里見八犬傳　初編　二編　三編　刊行　第四編嗣出

燕石雜志　奇談珍説弁論くさ〳〵ありて元隨筆之　全六巻

俳諧歳時記　四季雜恋詞を細注　横本　全二冊

月氷奇縁　丙入ようこと本　全五冊

新累解脱物語　右に同　全五冊

昔語質屋庫　狂文の俗説辨　丙入ようこと本　全五冊

松浪情史秋七草　丙入ようこと本　全五冊

浪華書林　文金堂藏梓

家傳神女湯　一包婦人諸病ふうり第一産前産後ちのみちよ妙えん又うちこふ代扇ようるあひる用ひく急喪をとろふべし世よちのこころちの
あり出し茶まり〻とゝとあ功能くのどれいまれなるべし
精製可應丸　やゝもをえらゝ製方そうまひうゝあり調合れ家伝ふ考ぶふまと
もてこの效よのつるのきあり丸と百倍ものとうのうとゝどてろゝをるべし
大包三百粒余入代弐朱　中包三十六粒入代壱匁五ト　小包十粒入代五分
婦人つゞ虫妙藥　ぬゞん毎月つゞむしよのうまふ用ひく若痛ぬゞひさゝが如しゝ産後
をうは下りかゝさるふ妙あり　一包六十四粉　半包三十二粉
製藥并弘所　江戸元飯田町中坂下　南側四方みそ店の向　瀧澤氏精製
取次所　江戸芝神明前和泉屋市兵衛　大坂道頓堀筋唐物町南入　河内屋太助
曲亭画賛扇取次仕ふ　浪華書林　文金堂　森本太助

拙舗累年書籍ヲ鬻キ近來都鄙一般書房ト弘通ス且ツ諸
府縣廳或ハ諸先生ノ御藏版アル毎ニ幾兌ヲ命セラル故ニ新板
圖書ハ積テ以テ洩スコトナシ加フルニ和漢洋ノ書冊ハ今古ヲ不論
亦以テ備ヘ置ケリ仰冀ハ書ヲ購フノ君子其多寡ニ嫌ナク弊店ニ
就テ御買得アランコヲ

文榮閣主人謹白

製本處

前川源七郎

大坂府下心齋橋筋
北久寶寺町卅九番地

早稲田大学図書館
011888007301